検討の背景について

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定_抜粋)

規制改革実施計画

令和4年6月7日閣議決定

Ⅱ実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(3)定期検査・点検に係る規制の見直し

(抜粋)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	定期検査・点検 規制の見直しの 着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる定期検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開 始し、可能なもの から順次措置	総務省

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会_抜粋)

デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン

> デジタル臨時行政調査会 令和4年6月3日

(2) 一括見直しプランの位置づけと基本的な方針

本プランは、我が国のデジタル改革、行政改革、規制改革を上記の「構造改革 のためのデジタル原則」に沿って計画的かつ効果的に進めるため、以下の事項に 関する今後3年間の集中改革期間における政府の取組方針を示すものである。

- ・ アナログ規制の見直し及び規制の見直しアプローチ
- アナログ規制の見直しに向けた取組の展開と応用 (地方公共団体への波及やテクノロジー企業の活用)
- ・ 法制事務のデジタル化に向けた取組
- ・ デジタル時代にふさわしい政府への転換

(3)集中改革期間

冒頭で述べたとおり、我が国のデジタル化の遅れは深刻であるが、デジタル原則が 策定され、調査会が立ち上がった今こそ、国・地方・民間三者の連携を通じて従来 の規制・制度を一気に見直し、デジタル社会の実現に向けた取組を今までにないス ピードで進められれば、これまでの遅れを取り戻すことも不可能ではない。こうした考え から、政府が本プランに示した取組を進める「集中改革期間」を、令和4年7月から 令和7年6月までの3年間とし、スピード感を持って集中的に取り組む。

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会_抜粋)

<代表的なアナログ規制である7項目>

代表的なアナログ規制であるフ項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること(検査・点検)や、実態・動向などを目視によって明確化すること(調査)、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること(巡視・見張り)を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・測定)を求めている規制
常駐・専任規制	(物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを 求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機 関等への訪問が必要とされている規制

<類型化とフェーズの考え方>

一括的見直しに向けた類型化とフェーズの考え方

同じ趣旨・目的の規制を 一括りにして類型化

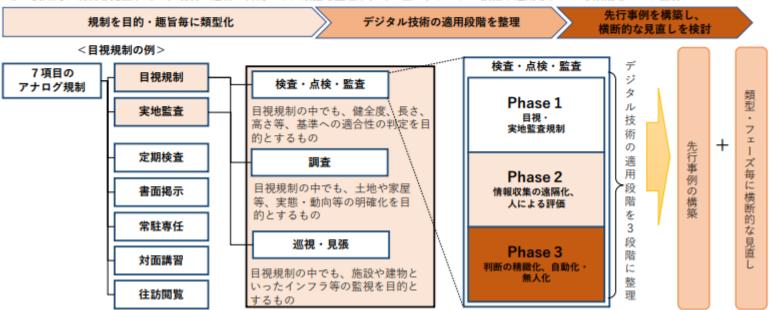


類型毎に規制の見直しを 行うことで横断的な見直しへ



デジタル社会にあった 規制・制度に一括して変更

○ 横断的に規制を見直すため、規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分



(規制の見直しの基本的な考え方)

7項目の横断的な<u>規制の見直しを行う際の基本的な考え方は、別紙で示したとおり</u>であり、 今後、この考え方に基づき7項目を規定する法律、政令及び省令等の見直しを検討・実施 していく。

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン別紙

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE 1

定期検査・ 点検規制 ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定

②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定 (第三者検査) 自らによる一定の基準への適合の判定 (自主検査) 実態・動向・量などの明確化(調査・測定)

類型1

類型2

類型3

PHASE 2

デジタル技術の活 用による 規制目的の達成

人の介在が不要となる忠実 なアルゴリズム等の技術の 進歩

PHASE 3

定期の検査・調査・ 測定の撤廃

「新たな規制の在り方の検討」

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- ○そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化 (技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)
- ○可能な項目から検査等の周期を延長
- ○検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- ○技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化(民間の研究開発・参入を促進)
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型1

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替(自主検査とその記録の保存等を義務づけ)

例) 高度な保安を行うプラント事業者等の 認定で行政による定期検査を代替

類型 2

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替 (検査記録の保存等を義務づけ)

- 例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期 を延長
- 例)高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の 周期を延長

類型3

○ 定期調査・測定 規制の撤廃

> 常時・遠隔監視等や、高度な 管理を行う事業者の認定制度 等で代替

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン別紙

「定期検査・点検」規制の見直しの基本的な考え方

○定期検査・点検規制

	711. In 4.44. In 4.				
	類型 1 (第三者検査)	類型 2 (自主検査)	類型 3 (調査・測定)		
PHASE1 (定期検査・点検規制)	○規制の目的又は国際条約に鑑みて、 定期的な検査を求めている現行制度の 変更が現状において困難と判断される もの 【例】 ・国際条約等に基づく国際機関の査査 針で見直しができない規制 ・行政による特定個人情報の取り扱い の監視を目的とした規制(特定個 報の取扱いの状況等の検査)	○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な検査を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの 【例】・特定秘密の適切な取扱いの確保を目的とした規制(特定秘密の指定理由、保護の状況等の点検)	○規制の目的又は国際条約に鑑みて、 定期的な調査・測定を求めている現行 制度の変更が現状において困難と判断 されるもの 【例】 ・内部・外部被ばくによる線量の測定 など、人の放射線障害の防止を目的と した規制		
PHASE2 (デジタル技術の活用に よる規制目的の達成)	○リスクベースによる見直し(注)に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制	○リスクベースによる見直し(注)に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制	○常時測定やシステムなどによるデータ取得が難しい事項が含まれるもの 【例】 ・業務、会計等の状況の調査		
PHASE3 (定期の検査・調査・ 測定の撤廃)	○上記以外	○上記以外	〇上記以外		

- (注) デジタル技術を活用したリスク管理手法を用いて適切に保守管理を実施している場合に定期検査を簡素化・不要とするなど、「全ての対象に 一律の点検を課す規制」から、「リスクに応じた合理的な規制」への見直しを図っていくこと
- ※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要
- ※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

PHASEを進めるための課題(論点)

PHASEを進めるための課題(論点)

新技術等の導入による、機器・点検項目ごとの検査手法を定める規制の技術中立化、点検項目の廃止・統合、 検査周期の延長等の検討

- 今後のデジタル技術の活用可能性及び課題(論点)については、消防用設備等ごとの点検項目によって異なる。
 - (1) 外観確認による点検項目
 - <課題(論点)>
 - ①事故※を防止するための消火器の底面の確認など、遠隔カメラ等のデジタル技術を活用した確認が容易ではない箇所の存在。
 - ※過去(平成21年)に大阪市東成区の屋外駐車場において、老朽化して腐食が進んだ消火器が破裂し、子供1名が受傷(重傷)するという事故が発生している。
 - ②異常の程度の判別や適否の判定が可能なデジタル技術の開発。
 - ③デジタル技術の活用に係るコスト(現在の方法と比較した場合の経済性)。
 - (2) 設備の操作や作動を伴う点検項目
 - <課題(論点)>
 - ①デジタル技術を活用した遠隔での操作や作動が可能な機能の開発(例:自動火災報知設備の自動試験機能)。
 - ②異常の程度の判別や適否の判定が可能なデジタル技術の開発。
 - ③デジタル技術の活用に係るコスト(現在の方法と比較した場合の経済性)。
- 【(例)自動火災報知設備の場合 発信機 点検基準(抜粋)】
 - (1)外部確認による点検項目
 - ア 周囲の状況 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - イ 外形 変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
 - ウ 表示 適正であること。

(2) 設備の操作や作動を伴う点検項目

エ 押しボタン及び送受話器 押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。 なお、確認灯のあるものにあっては、点灯すること。

課題への対応方針

消防用設備等の各点検項目について、デジタル技術で同等以上の点検効果が期待でき、代替可能なものについて対応。

- ・ 同等以上の点検効果が期待できるデジタル技術のシーズ・ニーズを調査。
- ・調査結果に基づき、把握されたデジタル技術について、代替可能であるかについて確認。